

教育委員会定例会事項書

平成30年10月5日(金)

13:30~ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 森 脇 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 報告題

報告 1 三重県いじめ防止条例に基づく取組と基本方針の改定について

報告 2 高校生の交通安全教育について

報告 3 平成31年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果について

4 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日 時

平成30年9月19日（水）

開会 13時30分

閉会 14時33分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 廣田教育長、森脇委員、岩崎委員、黒田委員、原田委員

議事録署名者 原田委員

4 採択議案の件名

議案第21号 平成30年度教育功労者表彰について

議案第22号 職員の人事異動（事務局）について

議案第23号 教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則案

議案第24号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 障がい者雇用の取組について

報告2 事務局職員の人事異動報告について

報告3 指定管理者が行う公の施設の管理状況について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

報告 1

三重県いじめ防止条例に基づく取組と基本方針の改定について

三重県いじめ防止条例に基づく取組と基本方針の改定について、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 10 月 5 日提出

三重県教育委員会事務局
生徒指導課長

三重県いじめ防止条例に基づく取組と基本方針の改定について

1 条例に基づく主な取組

(1) 啓発と社会総がかりの取組

①社会総がかりでのいじめの防止の機運の醸成

○ 三重県いじめ防止応援サポーターの募集

《趣旨》

三重県いじめ防止条例の基本理念を踏まえ、社会全体でのいじめの防止等に取り組むとともに、子どもたちが安心して過ごすことができる環境をつくるため、県内の事業者・団体等と連携を図り、各主体でのいじめ防止の促進と機運を高める。

《対象》

県内の事業者・団体（個人でも可）

《登録事業者、団体》（56 事業者・団体 9月 27 日現在）

学習塾、ショッピングモール、映画館、ボウリング場、着物着付け教室

児童養護施設、子育て支援団体、P T A 団体、医薬関係団体、美容関係団体 等

《取組例》

- ・児童生徒を見守り、いじめ（疑いを含む）を発見したら、学校や関係機関（教育委員会、警察等）、相談窓口などへの情報提供
- ・事業所、店舗等にいじめの防止に係る啓発物の掲示
- ・事業者、団体の広報誌にいじめの防止に係る文言を掲載
- ・学習塾の教室にいじめの防止宣言を掲示
- ・いじめ反対運動「ピンクシャツ運動」の周知や参加

②11月のいじめ防止強化月間の向けた取組

○三重県いじめ防止フォーラムの開催

ア 開催趣旨

三重県いじめ防止条例の制定を受け、いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでのいじめの問題を克服していくため、同条例に規定するいじめ防止強化月間（4月、11月）に合わせて、事業者、保護者、大学生、教育関係者等、幅広く県民に参加いただく「いじめ防止フォーラム」を開催する。

イ 対象

事業者、保護者、大学生、教育関係者（市町等教育委員会教育長・教育委員、小中学校・高等学校・特別支援学校長）等

ウ 日程

平成 30 年 11 月 1 日（木）13 時 30 分から 16 時 30 分まで

エ 会場

三重県総合文化センター 大ホール

オ 内容

- ・講演講師：鳴門教育大学 特任教授 森田洋司 さん
- ・パネルディスカッション

テーマ「いじめの現状を踏まえ、いじめから子どもたちを守るために大人の役割」（コーディネーター：知事）

（パネリスト：高校生、保護者、事業者、スポーツクラブ関係者、教育関係者）

- ・高校生による「いじめ防止行動宣言」の発表

- ・「いじめ防止応援サポーター」の紹介

○いじめ反対運動「ピンクシャツ運動」の推進

ア 趣旨

三重県いじめ防止条例の制定を受け、いじめの防止等に関する県民の理解を深めるとともに機運の醸成を図り、社会総がかりでいじめの問題を克服していくため、同条例に規定するいじめ防止強化月間（11月）に合わせて、ピンクシャツ運動を進める。

イ 対象 グループ、個人、事業者、団体、学校 等

ウ 期間 平成30年11月1日（木）～11月30日（金）

エ 内容

職場や学校等、普段、活動する場所で、『ピンクシャツデー』や『ピンクシャツウィーク』等を設定し、ピンク色のシャツを着たり、ピンク色の小物を身に着けたりすることで、「いじめ反対」の意志を目に見える形で示す。

○いじめの防止のための主体的な取組の推進

ア 学校における取組

- ・いじめの問題を考える機会の設定

- ・いじめ防止宣言や一人ひとりの行動宣言の作成

- ・啓発ポスターや標語等の作成

- ・高校生意見交流会報告会

- ・学校のいじめ防止週間（デー）の設定

- ・いじめの問題を考える児童会生徒会集会

- ・校長、外部講師等による訓話

- ・いじめ事例別ワークシートを活用した授業

イ 家庭、地域への啓発

- ・いじめ防止の機運を高めるため、学校便りやPTA広報誌による家庭や地域への啓発

- ・いじめの問題の重要性について考える機会やインターネット上でのいじめ対策に係る啓発のための研修会の開催等

（2）児童生徒が主体的かつ自主的に行動できる力の育成

○ 中学生意見交流会

紀北町：8月27日（参加：35人） 桑名市：8月29日（参加：19人）

伊賀市：9月27日（参加：20人） 南伊勢町：12月6日

（参加者）各地域内の学校の代表生徒等

（内容）高校生による演劇視聴後、グループ討議し、いじめの防止のための行動宣言等を作成

○ 高校生意見交流会（8月21日）

（参加者）県内の高等学校の代表生徒（36校73人）

（内容）各学校でいじめの問題についてテーマに基づき話し合い、弁護士が各グループに対して助言を行いながら、各グループで行動宣言等を作成

（3）児童生徒がいじめの防止等の重要性の理解を深めるための教育

○ スクールロイヤーを活用した調査研究事業

各学校において、「いじめ事例別ワークシート」(H30年4月配付済み)を活用し、弁護士の知見を活かしたいじめの防止のための取組を一層推進する。

- ① 弁護士を講師として、教職員を対象に「いじめ事例別ワークシート」を活用した研修会の開催。(7/26、8/2、8/3、8/7、8/21、8/24)
- ② 弁護士と教員が連携し「いじめ事例別ワークシート」を活用した授業(小中高20校程度)を実施するとともに、より効果的な授業とするため、「授業案検討委員会(仮称)」で授業を検証し、指導案を作成。
- ③ 弁護士を学校に派遣し、いじめの問題等の生徒指導上の課題解決や学校いじめ防止基本方針の見直し、いじめの防止の取組等の支援。

(4) 安心して相談できる体制の整備

○子どもLINE相談みえ

- ① 開設期間：平成30年5月14日～平成31年3月31日
- ② 相談時間：平日の午後5時から午後9時まで
- ③ 対象者：県内全ての中学生、高校生
- ④ 使用するアプリ：LINE
- ⑤ 相談方法：「子どもLINE相談みえ」のQRコードを読み取って登録し、トーク画面で相談
- ⑥ 相談対応：相談員(臨床心理士)
- ⑦ 相談内容：いじめをはじめとする様々な悩みの相談・通報

<相談件数及び主な相談内容> (9月21日現在)

種別	件数
相談件数	649
相談内容 内訳	友人関係・学校生活
	学業進路
	家庭
	その他
うち「いじめ」	191
混雑時自動返信数	160
相談に至ったケース	55
相談に至らなかったケース	105
時間外アクセス件数	771
登録数	766

(5) いじめの防止等のための専門家の活用

- ① スクールカウンセラーの活用
 - ・スクールカウンセラーの学校への配置による教育相談体制の充実
- ② スクールソーシャルワーカーの活用
 - ・スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携し、福祉的なアプローチで働きかけながら、いじめの問題の解決や児童生徒の問題行動の背景にある環境の改善

③ 専門的知識を有する者の活用

- 弁護士、臨床心理士等専門的知識を有する者で編成した学校問題解決サポートチームの派遣

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

①みえネットスキルアップサポート（年2回）

- スマートフォン等の利用に係る知識や理解の向上及び態度の育成を図るため、小学校3年生から中学校3年生を対象に、情報モラルやリスクに対する能力を把握する「みえネットスキルアップサポート」を実施（小学校38校、中学校20校（9/6現在））

②ネットパトロール（年3回 各15日間）

- インターネット上の問題のある書き込みを外部の専門業者に委託し監視（8/24～9/13、11/1～11/21、1/7～1/28）

③インターネット上のいじめの防止に係る保護者への啓発（通年）

- 保護者等で編成する「ネット啓発チーム」によるネット啓発講座を実施（17校1団体（9/13現在））

2 三重県いじめ防止基本方針の改定

(1) 改定の概要案（別紙）

三重県いじめ防止条例を柱としたものとなるよう、三重県いじめ防止条例の規定を記載するとともに規定に基づく補足説明を加え、方針の内容を整理します。また、平成29年3月に改定された国のいじめ防止基本方針等の内容を精査し、三重県いじめ防止基本方針に追記します。

(2) 第1回三重県いじめ問題対策連絡協議会

①日時：平成30年8月28日（火）14時30分から16時30分

②主な意見

- 「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について」（平成30年3月 文部科学省）の内容を、基本方針に反映してもらいたい。また、その内容を先生方にしっかりと周知してほしい。
- いじめ防止基本方針が改定された際には、その内容の周知が大変重要である。そのため、繰り返し伝えていくことが必要である。
- 県の基本方針が改定されることで、学校の基本方針を改定する必要がある。学校現場で基本方針が改定しやすいよう工夫してほしい。
- 三重県いじめ防止条例、国の基本方針の改定（H29年3月改定）、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29年3月策定 文部科学省）の内容が県の基本方針で網羅されることは賛成である。県の基本方針の改定内容について教職員を対象とした研修等も実施してほしい。

(3) 今後の予定

10月	市町等教育委員会、PTA関係団体、職員団体等から意見聴取
11月 5日	第2回三重県いじめ問題対策連絡協議会
11月下旬	第1回三重県いじめ対策審議会
1月末	改定

三重県いじめ防止基本方針改定の概要案

三重県いじめ防止基本方針（H26.1.29）	改定ポイント →	H30改定の概要案
1 本方針の内容		1 本方針の内容
・国の基本方針に基づき記載	・条例を踏まえ、いじめの防止等の基本的な考え方、県が実施すべき施策、学校が実施すべき施策、重大事態の対処を記載 ・H29年3月の国の中基本方針の改定内容及び重大事態の調査に関するガイドラインの内容を反映	・条例制定の目的、基本理念を示すとともに、三重県が実施すべき施策や重大事態への対処等に関する具体的な内容について記載
2 いじめの防止等のための対策の基本的な方向		2 いじめの防止等のための対策の基本的な方向
(1) いじめ防止対策推進法制定の意義 ・「いじめ防止対策推進法」が成立した経緯を記載	・条例の目的を記載	(1) 三重県いじめ防止条例の目的 ・条例第1条記載
(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念 ・法第3条の基本理念3項目を記載	・条例の基本理念を記載	(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念 ・条例第3条記載
(3) いじめの定義 ・法第2条の定義を記載 ・けんかは除く	・条例の定義及び国の中基本方針改定内容を記載	(3) いじめの定義 ・条例定義と法定義は同様 ・けんかやふざけあいでも児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断（国の方針） ・いじめの認知については、加害行為の「継続性」「集団性」や「一方的」など被害・加害児童生徒の力関係の差異の要素によりいじめを限定して解釈しないことを記載（H30年3月文部科学省通知）
(4) いじめの理解 ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起りうる ・多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している ・いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺の「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気の形成が必要	修正なし	(4) いじめの理解
(5) いじめの防止等に関する基本的な考え方 (ア) いじめの防止 (イ) いじめの早期発見 (ウ) いじめへの対処 (エ) 地域や家庭との連携 (オ) 関係機関との連携 (カ) 日常の点検と評価	・(5)については、条例の基本理念で網羅されているため削除する。	(5) いじめの防止等に関する基本的な考え方 削除
3 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策		3 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策
(1) 三重県いじめ防止基本方針の策定	・1 本方針の内容に記載するため削除し、条例第5条県の責務を記載	(1) 県の責務 ・《条例第5条》記載 ・県は県立学校の設置者として必要な措置を講じること、他の学校の設置者等との連携について記載（条例第6条）
(2) 三重県いじめ問題対策連絡協議会の設置 ・法の趣旨を踏まえ設置	・H26年3月に協議会設置条例が制定されたこと、条例第14条に規定していることを記載（順番の入れ替え）	(8) 三重県いじめ問題対策連絡協議会 ・三重県いじめ対策連絡協議会条例（平成26年3月）に基づき設置の旨を記載 ・条例第14条記載
(3) 三重県教育委員会の付属機関の設置 ・法の趣旨を踏まえ設置	・H26年3月に協議会設置条例が制定されたこと、条例第14条に規定していることを記載（順番の入れ替え）	(9) 三重県教育委員会の付属機関 ・三重県いじめ対策審議会条例（平成26年3月）に基づき設置の旨を記載 ・条例第14条記載（再掲）
(4) いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備 ・児童生徒や保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう24時間対応可能とするいじめ相談ダイヤル等による相談体制の充実		(2) いじめ早期発見のための措置 ・条例第15条記載
(5) いじめの未然防止のための方策 ・児童生徒の規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、道徳教育・人権教育や体験活動等の充実 ・教育活動全体を通して、児童生徒の自主的な活動の推進 ・教職員のいじめの防止等に関する理解を深め、いじめの問題に対してその実態に応じた適切な対処ができるなどの資質や能力の向上		(3) 相談体制の充実及び周知 ・これまでの電話相談窓口、新しく設置したSNS相談等の充実や周知について記載
(6) いじめの早期発見及びいじめへの対処のための方策 ・児童生徒の小さなサインを見逃さず、日頃から児童生徒理解に努め、毎学期に1回以上のアンケート調査に加え面談等を実施 ・いじめへの対処については、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心として、教職員が一丸となって取り組み、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用した関係機関との連携が必要 ・学校だけでは解決が難しい問題に対して、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及び生徒指導特別指導員を含めた「学校問題解決サポートチーム」を派遣 ・児童生徒の携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、ネットを利用するためのスキルを向上し、情報モラル教育に注力し、問題のある書き込みを監視・削除	・(4) (5) (6)は削除して、いじめの防止等の対策の基本となる事項として条例で規定している条項を中心に記載する。（順番の入れ替え）	(4) いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上 ・条例第16条の規定に基づき記載
		(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進 ・条例第17条の規定に基づき記載
		(6) いじめの防止等のための啓発活動 ・条例第18条の規定に基づき記載
		(7) 学校相互間等の連携協力体制の整備 ・条例第19条記載

4 県立学校及び私立学校が実施するいじめの防止等に関する施策	<p>・項目修正 (条例で定義する「学校」に置き換える)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第13条及び国的基本方針改定内容を反映 	4 学校が実施するいじめの防止等に関する施策
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容 ・いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意し、保護者等地域の方にも参画を求め、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで周知 		(1) 学校いじめ防止基本方針の策定 <ul style="list-style-type: none"> ○方針を定める意義《国方針》 ・学校基本方針に基づく対応が徹底され、教職員がいじめを抱え込みます、学校のいじめへの対応が組織として一貫した対応とならなければならない旨を記載 ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒、その保護者に対し、学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながることを記載
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 <ul style="list-style-type: none"> ・組織は、学校の複数の教職員に加え、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが大切 	<ul style="list-style-type: none"> ・国的基本方針内容を反映 	(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 <ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織の意義を追記《国方針》 ○学校いじめ対策組織の構成を追記《国方針》 ○学校いじめ対策組織の体制の整備について追記《国方針》 ○学校いじめ対策組織の役割を追記《国方針》
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置 (ア) いじめの防止 <ul style="list-style-type: none"> ・未然防止の基本として、互いを認め合える人間関係 ・学校風土をつくることが大切 ・教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うことが必要 ・携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのスキルを向上し、情報モラル教育を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第7条、第10条及び国的基本方針内容を反映 	(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置 (ア) いじめの未然 防止 <ul style="list-style-type: none"> ・条例第7条のいじめの未然防止に関する規定を中心に記載 ・児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む旨を記載《国方針》 ・条例第10条の規定に基づき、いじめの被害者を助けるためには、児童生徒の協力が必要となる場合があることから、児童生徒が傍観者にならない行動をとる重要性について記載 ○学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応を記載《国方針》 ・発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめ ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒に対するいじめ ・同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒に対するいじめ
(イ) 早期発見 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員はささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に開わりを持ち、いじめを積極的に認知 ・児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、定期的なアンケート調査に加え教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第15条第1項及び国的基本方針内容を反映 	(イ) 早期発見 <ul style="list-style-type: none"> ・条例第15条第1項の規定に基づき記載 ・各学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく旨を記載。 ・アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない旨を記載《国方針》 ・学校としての体制整備について、学校いじめ防止基本方針において具体方法などを定めることを記載《国方針》
(ウ) いじめに対する措置 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応 ・被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導 ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察に相談・通報 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第7条及び国的基本方針内容を反映 	(ウ) いじめに対する措置 <ul style="list-style-type: none"> ・条例第7条のいじめに対する措置に関する規定を中心に記載 ・学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法や条例の規定に違反し得る旨を記載《国方針》 ○いじめの解消要件について記載《国方針》 【①いじめに係る行為が止んでいること】 【②被害者が心身の苦痛を感じていないこと】
5 重大事態への対処	<ul style="list-style-type: none"> ・主に「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月策定)の内容に基づき記載を修正 ・条例第20条、第21条を記載 	5 重大事態への対処
6 市町教育委員会との連携及び支援 (1) いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処 (2) 組織の設置 (3) 重大事態に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員等を対象とした研修会の開催、市町教育委員会との合同会議の開催により共通理解を図ること、その他必要な助言や情報提供を行うこと、専門家の派遣等の支援をすることなどは、これまでの項目の中で記載してきたため、削除 	削除
7 その他重要事項 <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校や市町のいじめ防止基本方針の策定について、必要に応じて支援するとともに、策定状況を確認する。 ・私立学校については、策定状況を確認し、組織的な取組の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第22条を追記 	6 その他重要事項 <ul style="list-style-type: none"> 条例第22条記載 ・条例第22条の規定に基づき、学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力について記載の追記

三重県いじめ防止条例

(目的)

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 二 学校 県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 三 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 四 保護者 親権を行う者、未成年後見人及び児童生徒を現に監護する者をいう。
- 五 いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- 六 事業者 営利又は非営利で事業を行う個人又は法人をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に關係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わざいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に對して行われるいじめを傍観するがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、児童生徒が一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むことにより、いじめの問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようになることを旨として行われなければならない。
- 4 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護が最も重要なことを認識し、国、県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(県の責務)

第5条 県は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国、市町、学校の設置者その他の関係者と連携し、施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて他の学校の設置者又はその他の関係者と連携するものとする。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響を与えることを認識し、児童生徒一人ひとりについての理解を深め、教職員間における情報の共有を図るとともに協力体制を構築し学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処するものとする。

2 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、相互に人権を尊重して良好な人間関係を築く素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図るものとする。

3 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者と連携し、児童生徒がいじめを行わず、かついじめを傍観しないよう、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が主体的かつ自主的に行うものに対する支援を行うものとする。

4 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者に対するいじめの防止等の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、その監護する児童生徒がいじめを行わず、かついじめを傍観しないよう、当該児童生徒に対し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むとともに、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その監護する児童生徒の話を聞くとともに様子を見守り、当該児童生徒がいじめを受けた場合は適切にいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、県、市町、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

参考資料 1

(県民及び事業者の役割)

第9条 県民及び事業者は、その居住する又は事業を行う地域において児童生徒を見守り、学校、家庭その他の関係者と連携し、児童生徒が健やかに成長し安心して生活できる環境づくりに努めるものとする。

2 県民及び事業者は、いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、県、市町、学校の設置者、その設置する学校又はいじめの防止等に関する機関若しくは団体に情報を提供するよう努めるものとする。

(児童生徒の役割)

第10条 児童生徒は、自らを大切にするとともに一人ひとりの違いを理解し、互いを尊重するよう努めるものとする。

2 児童生徒は、いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校の教職員、家族又はいじめの防止等に関する機関若しくは団体に相談するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(いじめ防止基本方針)

第12条 県は、法第十二条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下この条において「県いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 県は、いじめに関する状況の変化を踏まえて、必要があるときは県いじめ防止基本方針を変更するものとする。

3 県は、県いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表するものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、法第十三条の規定に基づき、保護者、地域住民等の協力を得て、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下この条において「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付けるとともに、学校評価の結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図るよう努めるものとする。

3 学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表するものとする。

(いじめの防止等のための組織の活用)

第14条 県は、法第十四条第一項の規定に基づき設置する三重県いじめ問題対策連絡協議会における情報の交換及び研究の成果並びに同条第三項の規定に基づき設置する三重県いじめ対策審議会における調査及び研究の成果を、学校の設置者及びその設置する学校のいじめの防止等のための対策に活用できるよう必要な措置を講ずるものとする。

④ 関連法律

(いじめの早期発見のための措置)

第 15 条 学校の設置者及びその設置する学校は、いじめを早期に発見し迅速に対応するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査、面談その他の必要な措置を講ずるとともに、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備するものとする。

2 県は、いじめの防止等に関する機関又は団体と連携し、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整備するものとする。

3 学校の設置者、学校、県、いじめの防止等に関する機関又は団体その他関係者は、前二項の規定によりいじめに関する通報及び相談を受けた場合は、いじめに関する通報又は相談を行った者その他関係者の個人情報を適切に保護するものとする。

(いじめの防止等の人材の確保及び資質の向上)

第 16 条 県は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質向上、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第 17 条 県は、児童生徒及び保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発を行うものとする。この場合において、インターネットを通じて送信される情報、とりわけソーシャルネットワーキングサービス等を利用して送信等される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の特性を踏まえるものとする。

2 県は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかの監視及びインターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備するものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童生徒に対して、インターネットの正しく安全な利用方法、情報化社会において適正な活動を行う上で基本となる考え方及び態度の育成その他必要な教育を行うとともに、その保護者に対して必要な啓發を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第 18 条 県は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす重大な影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談及びいじめからの救済に関する制度等について広報その他の啓發を行うものとする。

2 いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、毎年 4 月及び 11 月をいじめ防止強化月間とする。

参考資料 1

(学校相互間等の連携協力体制の整備)

第 19 条 県は、市町及び学校の設置者並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携し、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を適切かつ迅速に行うことができるよう、学校相互間等の連携及び協力に関する体制を整備するものとする。

(重大事態への対処)

第 20 条 学校の設置者及びその設置する学校は、法第二十八条第一項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合には、同条(学校にあっては、法第 29 条第 1 項、法第 30 条第 1 項、法第 31 条第 1 項及び法第 32 条第 1 項)に規定する調査及び報告を適切かつ迅速に行うものとする。

2 県は、児童生徒又はその保護者から、学校の設置者及びその設置する学校が前項に規定する調査及び報告を適切に実施しない等の相談等を受けた場合には、当該学校の設置者及びその設置する学校による調査及び報告が適切かつ迅速に実施されるよう、当該学校の設置者及びその設置する学校への情報の提供等を行うものとする。

(知事による対処)

第 21 条 知事は、重大事態に係る調査結果の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法の規定により調査を行うことができる。

(学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力)

第 22 条 県は、学校法人(私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 3 条に規定する学校法人をいう。)、国立大学に附属して設置される学校を有する国立大学法人(国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。)、学校設置会社(構造改革特別区域法(平成 14 年法律第 189 号)第 12 条第 2 項に規定する学校設置会社をいう。)及び高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。)の自主性を尊重し、必要に応じて、いじめの防止等のための対策に係る情報の提供その他の協力をを行うものとする。

平成 30 年 4 月 1 日施行

参考資料2

三重県いじめ防止基本方針

平成26年1月29日

三 重 県

目 次

はじめに	1
1 本方針の内容	1
2 いじめの防止等のための対策の基本的な方向	2
(1) いじめ防止対策推進法制定の意義	2
(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
(3) いじめの定義	3
(4) いじめの理解	4
(5) いじめの防止等に関する基本的な考え方	5
(ア) いじめの防止	5
(イ) いじめの早期発見	5
(ウ) いじめへの対処	5
(エ) 地域や家庭との連携	6
(オ) 関係機関との連携	6
(カ) 日常の点検と評価	6
3 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策	6
(1) 三重県いじめ防止基本方針の策定	6
(2) 三重県いじめ問題対策連絡協議会の設置	7
(3) 三重県教育委員会の附属機関の設置	7
(4) いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備	7
(5) いじめの未然防止のための方策	7
(6) いじめの早期発見及びいじめへの対処の方策	9
4 県立学校及び私立学校が実施するいじめの防止等に関する施策	10
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	10
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	11
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	11
(ア) いじめの防止	11
(イ) 早期発見	12
(ウ) いじめに対する措置	12
5 重大事態への対処	12
(1) 重大事態とは	12
(2) 報告（第一報）	13
(3) 調査の組織	13
(4) 調査	13
(5) 調査結果の提供及び報告	14
(6) 再調査	15
6 市町教育委員会との連携及び支援	15
(1) いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処	15
(2) 組織の設置	15
(3) 重大事態に関すること	16
7 その他重要事項	16

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであること、また、だれもが被害者にもなりうるものであることを十分に認識する必要がある。

いじめを生まないためには、社会全体で児童生徒一人ひとりが、人として大切にされているという実感をもてる環境づくりに取り組むことで、自己肯定感を高め、児童生徒に自他の人権を守るために行動できる力を育むことが重要である。

また、日頃から学校教育全体を通じて、児童生徒の豊かな心をはぐくみ、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成するとともに、自らが規範を守り行動するという自律性をはぐくむことにより、児童生徒の将来における自己実現を可能にするための力を育成していくことが重要である。

いじめへの基本的な対応としては、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が重要であり、そのためには、学校が地域に開かれ、多くの人たちが学校に関与していくとともに、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを見守りながら、いじめの兆候を早期に発見し、速やかに対処することが大切である。

そこで、三重県では、いじめの問題について広く県民に訴えていくことが必要であると考え、平成24年7月20日に「かけがえのない命！いじめを絶対許さない緊急アピール」を行い、かけがえのない子どもたちの命を守るために、子どもたちに関わる全ての人に対して「いじめは絶対に許さない」という覚悟をもって、積極的に行動するよう呼びかけた。その後も、県民に対して、いじめの問題に対する意識の向上を図る啓発や、教職員の指導力向上のため、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に関する研修会等を実施するなど、いじめの問題の解決に向けて取り組んできた。

三重県いじめ防止基本方針（以下「本方針」という。）は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第12条に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の方針」という。）を参照し、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 本方針の内容

本方針は、国の方針より、いじめ防止対策推進法制定の意義、基本理念、いじめの基本的な考え方等を示すとともに、三重県が実施すべき施策や重大事態への対処等に関する具体的な内容を示すものである。

（法第12条）

本方針の実現のためには、今まで以上に児童生徒の立場に立ったいじめの未然防止、早期発見・早期対応について、学校、家庭、地域が一体となつた取組が継続されるとともに、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、警察と連携した取組が必要である。

2. いじめの防止等のための対策の基本的な方向（国の基本方針より）

（1）いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、個々の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまででも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

（2）いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、

学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) いじめの定義

法第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えればいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主觀を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例ええばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適

切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめにあたると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要な場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な場合が含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(4) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかつた児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかつた児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(5) いじめの防止等に関する基本的な考え方

(ア) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について国民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(イ) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携して、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(ウ) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会等への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的

な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(工) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(オ) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、都道府県私立学校主管部局等を想定）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者間の意見交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施にあたり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要である。

(カ) 日常の点検と評価

学校におけるいじめ問題の取組については、指導体制、問題行動への対応、家庭・地域・関係機関等との連携・協働など、さまざまな観点から各学校の実態に応じて、教育活動全体に係る日常の点検・評価を通して現状の課題を把握することが必要である。

そのため、学校は自己評価や学校関係者評価を計画的に行い、児童生徒や保護者、関係機関などの意見や評価を十分取り入れて、学習指導や生徒指導等の在り方の工夫改善に取り組む。

3 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策

(1) 三重県いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参照し、三重県におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、三重県いじめ防止基本方針を策定する。（法第12条）

本方針は、いじめの防止等への対策の基本的な方向を示すとともに、い

じめの防止や早期発見、いじめへの対処が、総合的かつ効果的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に示すものである。

なお、本方針は、より実効性の高い取組を実施するため、必要に応じて見直しを行う。

(2) 三重県いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行うため、法の趣旨を踏まえ「三重県いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

(法第14条第1項)

構成は、三重県小中学校長会、三重県高等学校長協会、三重県市町教育長会、三重県教育委員会、三重県私学協会、三重県児童相談センター、三重県警察、津地方法務局、三重県臨床心理士会、三重弁護士会の各代表、及び学識経験者等とする。

(3) 三重県教育委員会の附属機関の設置

本方針に基づく県立学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、三重県教育委員会に「附属機関」を設置する。

(法第14条第3項)

「附属機関」の機能は、以下のとおり。

- いじめの問題に対する効果的な取組等に関して、三重県教育委員会の諮詢を受け、本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究を行う。
- 県立学校におけるいじめの事案について、三重県教育委員会が県立学校からいじめの報告を受け、自ら調査を行う場合は、必要に応じて当該組織が調査を行う。(法第24条)
- 県立学校における重大事態に係る調査を三重県教育委員会が行う場合は、当該組織が調査を行う。(法第28条)
- その他、三重県教育委員会が必要と認める事項について審議する。

構成は、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。

(4) いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備

いじめの問題に悩む児童生徒や保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう24時間対応可能とするいじめ相談ダイヤル等による相談体制の充実を図る。

また、「こどもほっとダイヤル」「少年相談110番」「少年サポートセンター」「子どもの人権110番」「チャイルドラインMIE」等の相談機関について周知を図るとともに、県内の様々な相談機関と連携・協力を図る。

(5) いじめの未然防止の方策

児童生徒の社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通

う人間関係を構築する能力の素地を養うため、道徳教育・人権教育や体験活動等の充実を図るとともに、コミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動の充実を図るなど、教育活動全体を通して、児童生徒の自主的な活動を推進する。

特に特別活動は、生徒指導の中核的な時間であり、自己指導能力や自己実現のための態度や能力の育成をねらいとする生徒指導を推進する上で最も関わりの深い教育活動である。特別活動では、よりよい人間関係を築く力と問題解決能力の育成を目指しており、いじめにつながるようなトラブルなどに対しても、教職員の適切な指導の下に、児童生徒自らが進んで解決しようとする動きが、結果としていじめの未然防止につながる。

これらの認識のもと、教職員のいじめの防止等に関する理解を深め、いじめの問題に対してその実態に応じた適切な対処ができるなどの資質や能力の向上のために、研修会の充実を図る。

さらに、保護者や県民に対して、広くいじめの問題やその取組についての理解と協力を得るために、学校関係者評価委員会等を活用した開かれた学校づくりの推進や、広報啓発の充実を図る。

以上のことについて、主な具体的な取組は以下のとおりである。

- 指導主事訪問等をとおして、学校の教育活動全体を通じて、人間としての在り方生き方に関する教育の充実を図る方策について助言する。
- 児童生徒の問題解決能力を育む学級集団づくりの推進及び調査研究を行う。
- 生徒指導連絡協議会など生徒指導担当者の会議において、いじめの問題に対する指導・助言や情報交換等を行う。
- 市町教育委員会との合同会議を開催し、いじめの問題に対する対応や未然防止の取組について共通理解を図る。
- 教職員の指導力向上を目指した研修の充実を図る。
 - ・生徒指導担当者講習会の開催
 - ・新任校長及び教頭研修、初任者研修、教職経験5年及び10年研修の開催
 - ・いじめの問題を解決するための教職員用リーフレットや指導資料等を活用した、学校における研修会の開催
- いじめ防止月間の取組として、いじめ防止キャンペーンを実施し、保護者啓発リーフレットを配布するとともに、講演会等を開催する。
- 保護者との意見交換会を開催し、いじめの問題に対する取組について理解と協力を求める。
- インターネット上のいじめに対する理解等を深めるため、保護者を対象としたネット啓発講座を実施する。
- 学校警察連絡協議会の活動を充実させ、児童生徒の問題行動の未然防止に努める。

なお、私立学校では、各学校の方針のもと、適切な対応を行う。

(6) いじめの早期発見及びいじめへの対処の方策

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒の小さなサインを見逃さず、日頃から児童生徒理解に努め、毎学期に1回以上のアンケート調査に加え面談等を実施するなど、多面的な情報を得ることにより、的確な対応が行われるよう生徒指導体制の充実を図る。

また、児童生徒がいじめの問題を起こす背景には、自分だけでは対処できないような複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられる。こうした状況を早期に発見し対応するため、スクールカウンセラー等を配置することにより、各学校及び中学校区の教育相談体制の充実を図る。

いじめへの対処については、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心として、教職員が一丸となって取り組むことが大切である。その際、早急な対応を図るため、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、関係機関との一層の連携を進めるとともに、スクールカウンセラーによる児童生徒の心のケアに努める。こうした外部人材の派遣など、教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう支援する。

また、いじめを受けた児童生徒を守るためにや、いじめを行った児童生徒への指導として、必要な措置を速やかに講じる。

さらには、公立学校において学校だけでは解決が難しい問題に対して、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及び生徒指導特別指導員を含めた「学校問題解決サポートチーム」を派遣し、学校に対して指導・助言を行い、必要に応じて、弁護士等の専門家と連携して、問題解決に向け支援する。

一方、児童生徒の携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、ネットを利用するためのスキルを向上し、情報モラル教育に注力するとともに、問題のある書き込みを監視・削除する取組を行う。

以上のことについて、主な具体的な取組は以下のとおりである。

〈早期発見に関わること〉

- 各学校において、毎学期に1回以上のアンケート調査に加え、面談等を実施する。なお、アンケートの実施にあたっては、適切に児童生徒の声を把握できるよう回収方法等プライバシーに十分配慮する。
- 市町教育委員会及び学校の取組状況について、県内一斉に調査を実施する。
- スクールカウンセラー等の配置による教育相談体制の充実を図る。
- 学校における児童生徒の情報モラル教育を推進し、児童生徒間のネット上のトラブルの早期発見を図る。
- ケータイやネット上における書き込みの監視を業者に委託して、問題のある書き込みに対する早期発見・早期対応を支援する。

- 各相談窓口との連携を図り、相談体制を充実する。
〈いじめへの対処に関わること〉
- いじめの問題等において、学校だけでは対応することが難しい事案への的確な対応や、学校、市町教育委員会における早期解決へ向けての支援を実施する。(指導主事の派遣等)
- 関係機関との連携を促進するため、スクールソーシャルワーカーを派遣する。
- 当該児童生徒への心のケア及び当該学校に対しての支援や助言を行うため、必要に応じてスクールカウンセラー等を緊急派遣する。
- 生徒指導や非行防止に専門的な知識や経験を有する「生徒指導特別指導員」を派遣し、学校や児童生徒・保護者に対する生徒指導上の問題行動に対して、問題行動の防止、立ち直り支援、被害者支援を実施する。
- 学校だけでは解決が難しい問題に対応するため、スクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員等の専門家等による「学校問題解決サポートチーム」を派遣する。
- ネットパトロールにより、問題のある書き込みがあれば、委託先業者と連携して削除依頼を行う。
- 必要に応じて、警察等関係機関との連携を図り、問題解決に努める。

なお、私立学校では、各学校の方針のもと、適切な対応を行う。

4 県立学校及び私立学校が実施するいじめの防止等に関する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

県立学校及び私立学校は、国の基本方針、本方針を参考にして、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定める。なお、県立学校においては、学校基本方針の策定にあたり、三重県教育委員会と連携を図る。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容とする。

また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

県立学校においては、学校基本方針を策定するに当たっては、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者等地域の方にも参画を求めるなど、地域を巻き込んだ学校基本方針になるように努める。さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで周知に努める。

なお、私立学校においても、各学校の方針のもと、実情に応じて取り組むこととする。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校には、法第22条により、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を置くものとする。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。この組織は、当該学校の複数の教職員に加え、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが大切である。構成員については、必要に応じて三重県教育委員会が紹介する等支援を行う。

なお、私立学校においても、学校の実情を踏まえ、必要に応じて同様の対応とする。

主な役割としては、以下のとおりである。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

また、当該組織を構成する法第22条の「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とする。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

また、重大事態への対処については、「5 重大事態への対処」において詳述する。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(ア) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことが必要であり、集団の一員として

の自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが大切である。

また、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うことが必要である。

児童生徒のインターネット上のいじめの防止については、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのスキルを向上し、情報モラル教育を推進する。

(イ) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒と向き合うことにより、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査に加え教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組む。

(ウ) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、学校警察連絡制度の活用等により、警察に相談・通報するなど、十分な連携を図る。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめによる重大事態とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、①「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や②「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」を言う。（法第28条）

①については、例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、②における「いじめにより相当の期間学校を欠席することについては、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連續して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず三重県教育委員会又は県立学校の判断により、迅速に調査に着手する。

さらに、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告等にあたる。

なお、学校法人等及び私立学校についても同様とする。

(2) 報告（第一報）

県立学校において、重大事態が発生した場合には、直ちに三重県教育委員会に報告する。報告を受けた三重県教育委員会は、その事案の調査を行う主体等について判断する。

また、市町教育委員会所管の小中学校において、重大事態が発生した場合は、当該市町教育委員会を通じて速やかに三重県教育委員会に報告する。その際、三重県教育委員会は、市町教育委員会の要請若しくは必要に応じて、問題解決を図るために人的支援や、調査組織に係る専門家を紹介するなどの支援等を行う。

私立学校において、重大事態が発生した場合には、直ちに三重県環境生活部に報告し連携を図る。

なお、県立学校からの報告を受けた三重県教育委員会及び、私立学校から報告を受けた三重県環境生活部は、三重県知事に報告する。

(3) 調査の組織

三重県教育委員会又は県立学校は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査のための組織を設け事実関係を明確にするための調査を行う。

（法第28条）

三重県教育委員会が調査主体となる場合は、三重県教育委員会のもとに置く「附属機関」が調査を行う。また、必要に応じて、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者が「附属機関」に参加する。

県立学校が調査の主体となる場合は、法第22条に基づき学校に設置される「いじめの防止等の対策のための組織」を調査を行うための組織の母体とする。なお、その際には、三重県教育委員会が指導・助言を行う。

学校法人等又は私立学校は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査のための組織を設け事実関係を明確にするための調査を行う。

（法第28条）

(4) 調査

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接

の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。三重県教育委員会又は県立学校は、「附属機関」等に対して積極的に資料を提供する。

具体的には、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、児童生徒が自殺等により亡くなった場合について、詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が県立学校又は三重県教育委員会が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとする。

①いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。その際には、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止める。さらには、いじめられた児童生徒の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

②いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等に着手する。

③児童生徒の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構することを目指していくこととする。

（5）調査結果の提供及び報告

三重県教育委員会又は県立学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供にあたって、三重県教育委員会又は県立学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に

十分配慮して適切に提供する。

また、質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

なお、学校法人等又は私立学校についても同様とする。

調査結果については、県立学校に関する調査結果及び私立学校に関する調査結果を三重県知事に報告する。さらに、上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとする。

(6) 再調査

上記(5)における調査結果の報告を受け、三重県知事は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行う。

（法第30条、法第31条）

なお、この附属機関は、三重県教育委員会のもとに置くものとは別に知事部局におくものとする。

また、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

6 市町教育委員会との連携及び支援

(1) いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処

三重県教育委員会は、県内小中学校教職員及び市町教育委員会を対象とした研修会を開催するとともに、市町教育委員会との合同会議を開催して、いじめの問題に対する対応や未然防止の取組について共通理解を図る。

また、市町教育委員会及び学校の取組状況、児童生徒の状況について、県内一斉に調査を実施し、必要な助言や情報提供を行う。

さらには、学校だけでは対応することが難しい事案に対し、市町教育委員会の要請若しくは必要に応じて、スクールカウンセラーや生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカーの派遣による支援等を行う。

(2) 組織の設置

三重県いじめ問題対策連絡協議会においては、法第14条第2項の規定に基づき、市町教育委員会との連携を適切に行うため、三重県小中学校長会及び三重県市町教育長会の参画を求める。

また、市町教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、附属機

関を置くことができるとされているが、三重県教育委員会は、市町教育委員会の附属機関の設置について、職能団体等の協力が得られるよう体制を整える。

(3) 重大事態に関すること

法第28条に規定された重大事態が発生した場合、三重県教育委員会は、市町教育委員会の要請若しくは必要に応じて、問題解決を図るために人的支援や調査組織に係る専門家を紹介するなど、積極的な支援等を行う。(法第33条)

7 その他重要事項

三重県は、県立学校及び各市町における「いじめ防止基本方針」の策定について、必要に応じて指導及び支援するとともに、策定状況を確認し、公表する。また、私立学校についても、策定状況を確認し、各学校において組織的に取り組むことができるよう支援する。

（参考）「いじめ防止基本方針」の策定指針

参考資料 3

「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定（平成 29 年 3 月 14 日）について【概要】

1. いじめの認知

○現在の基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに係る記述を改正（「けんかを除く」という記述を削除）

→ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2. 学校の設置者として実施すべき施策

○学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を評価項目に位置付けることを規定

→ 各教育委員会は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を踏まえた目標を立て、目標に対する取組状況等を評価し、改善につなげるようしなければならない。したがって、各教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に、年間を通じたいじめの早期発見、事案対処、校内研修等の取組を位置付け、各教育委員会等は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

3. 学校のいじめ対策組織・いじめの情報共有

○教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることを明記

→ 法第 23 条第 1 項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

4. いじめの未然防止・早期発見

○道徳教育の充実について明記

→ 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進するとともに、各地域の実態に応じた道徳教育を推進するため、地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする自治体等の取組を支援する。

5. いじめへの対処

○いじめが安易に「解消」とされ、対応がなされていない現状（いじめ認知件数全体の約89%が「解消」とされている）を受け、いじめの「解消」の定義を詳細に規定

→ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

【①いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかるらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

【②被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

6. 法の理解増進等

- 保護者及び地域に対する周知として、PTAの協力を得ることを明記

→保護者など国民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深めるべく、PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

7. いじめが生まれる背景と指導上の注意

- 学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応を明記

→
○発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

○海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

○性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

○東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

萬物皆有裂隙，那是在告白你：你的命運就是成長的機會。
所以，別怕那些裂隙，它能助你成就最強大的自己。

——《萬物皆有裂隙》

這幾日，我一直在讀《萬物皆有裂隙》，這是一本由日本作家村上龍所著的書。這本書主要講述了成長的過程，並通過一些真實的故事，教導我們如何面對成長中的困難和挑戰。在成長的過程中，我們會遇到許多的困難和挫折，這些困難和挫折就像書中所說的「裂隙」一樣，會讓我們感到痛苦和失望。但其實，這些「裂隙」正是成長的機會，它能幫助我們發現自己的不足，並通過不斷的努力和奮鬥，最終達到理想的目標。因此，我們不能因為遇到困難就放棄，而要勇於面對，並從中汲取力量，不斷地成長和進步。

這本書還有一個重要的觀點，那就是「成長就是痛苦」。成長是一個不斷進步的過程，但這個過程並非一帆風順，而是充滿了各種各樣的困難和挑戰。這些困難和挑戰會讓我們感到痛苦和失望，但同時也會讓我們發現自己的不足，並通過不斷的努力和奮鬥，最終達到理想的目標。因此，我們不能因為遇到困難就放棄，而要勇於面對，並從中汲取力量，不斷地成長和進步。

報告 2

高校生の交通安全教育について

高校生の交通安全教育について、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 10 月 5 日提出

三重県教育委員会事務局
生徒指導課長

高校生の交通安全教育について

1 高校生の交通安全に係る現状と課題

(1) 高校生の自転車事故の状況

本県における高校生の通学状況を見ると、自転車で通学する生徒の割合は減少しているものの、自転車による交通事故は増加しており、なかでも、自転車運転による加害・自損事故が増加傾向にあります。また、通学にも慣れた6月や日没が早まる10月に交通事故が多く発生しています。さらに、平成27年に道路交通法が改正され、スマートフォンやイヤフォンを使用しながらの「ながら運転」が罰則化されたことを受け、本県においてもこの点を周知・啓発しているところです。

今後は、高校生一人ひとりが改正道路交通法など、自転車運転に関するルールを理解し、交通マナーを遵守して、自転車を安全に利用することが求められます。

(2) 交通環境や通学事情の変化と二輪車免許取得

近年、道路環境が整備される一方で、公共交通機関の廃線や見直しが進むなど、交通環境に変化が生じてきています。また高校生の通学事情についても、地域によっては学校や最寄駅までの通学が不便になってきているところもあります。

本県では、高校生の二輪車免許の取得については、保護者・学校・教育委員会が連携して進めてきた「三ない運動」（二輪車に乗らない、免許を取らない、二輪車を買わない）によって原則として禁止している状況にあります。

近年では、神奈川県や群馬県のように「三ない運動」を撤廃し、二輪車免許を取得しようとする高校生には、免許の取得と併せて、実技講習会やマナーアップ講習会への参加を促す県もあります。また、埼玉県においては、「三ない運動」は取りやめるものの、その趣旨を踏まえつつ、二輪車等の免許を取得した高校生への安全確保対策が検討されています。

今後、民法の改正により成人年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、運転者としてより主体的に判断し、行動する力を育むことが求められます。

(3) 学校における交通安全教育の現状

すべての県立高校で交通安全教室を実施しており、講話やビデオ視聴に加え、実技を伴った指導を行っている学校もあります。

一方、指導の内容は、主に歩行者や自転車運転者としての立場から自己の命を守ることが中心となっています。

今後は、卒業時に普通免許を取得する生徒が多い中で、生徒が交通社会の一員として自己の安全のみならず、他の人々や社会の安全を考え、運転者としての自覚と責任を持てるような指導内容が求められます。

2 高校生の交通安全教育検討委員会の設置

高校生の交通安全に係る現状を踏まえ、高等学校における交通安全教育について検討するため、保護者や学校、交通安全指導や二輪車等の普及に係る機関の代表からなる委員会を設置し、幅広く意見をいただきながら、検討していきます。

(1) 検討内容

- ①高校生の自転車運転に係る交通安全教育の進め方について
- ②高校生の二輪車運転免許の取得について
- ③卒業後を見据えた運転者となるための交通安全教育の進め方について

(2) 委員(11名) 50音順

- ・生田 昌弘 委員 日本二輪車普及安全協会中部ブロック事務局長
- ・江川 真司 委員 三重県交通安全協会 安全対策課 課長
- ・海野 淳子 委員 三重県PTA連合会 常務理事
- ・櫛田 浩哉 委員 三重県指定自動車教習所協会 会長
- ・倉田 利寛 委員 三重県高等学校PTA連合会 会長
- ・小林 亮司 委員 三重県高等学校生徒指導連絡協議会 教諭
- ・長谷川 敦子 委員 三重県立学校長会 監事
- ・平井 真理子 委員 鈴鹿サーキット交通教育センター 所長
- ・村田 享輔 委員 三重県警察本部交通企画課 課長
- ・山口 直範 委員(委員長) 大阪国際大学 教授

・山田 洋一郎 委員 三重県小中学校長会 監事

3 第1回検討委員会 平成30年9月12日(水)

(1) 内容

- (報告) 高校生の交通事故状況及び交通安全教育の現状について
- ・高校生の通学状況について
- ・高校生の交通事故状況について
- ・他府県に見る三ない運動の状況と高校生の二輪車免許取得について
- ・高校における交通安全教育の内容について

(協議) 高校生の交通安全教育に係る課題整理と次回以降の検討項目について

(2) 主な意見

- ①高校生の自転車運転に関する意見
 - ・交通安全教育は、保健体育の授業や特別活動の中で行っている。1年生には入学後に講話をしているが、自転車の事故は減らない。ブレーキのかかけ方などを生活体験の中で身につけていないのではないか。
 - ・小学校では、高学年で自転車の乗り方を、中学校では、入学後に警察や交通安全協会の協力を得て、自転車運転に係る講話をを行っている。
 - ・自動車教習所に実技試験の協力を依頼して、学校独自で「自転車運転

免許」を発行している。

- ・ 自転車が車両であることをあまり認識していないのではないか。
- ・ 自転車事故の防止には、自転車専用レーンの設置などハード面の対策が並行して必要である。

②高校生の二輪車運転免許取得に関する意見

- ・ 三ない運動は各学校や保護者の対応でよいが、実際にバイクで通学する生徒への交通安全教育を充実することが大切である。
- ・ 本校の卒業生が、高校の許可を得てバイクで通学しているが、交通が不便なところではバイク通学の許可はありがたい。
- ・ 二輪車免許の取得は交通法規を学ぶよい機会であると考える。
- ・ 高校生が命を失わないことが最優先であり、三ない運動がなくなるとは想像しがたい。

③卒業後を見据えた運転者となるための交通安全教育に関する意見

- ・ 文部科学省の調査では、学校における交通安全教育の80%以上は授業以外で行われており、授業でいかに取り扱うかも検討されている。
- ・ 子どもの高校入学時には、より安全な通学手段や経路を親子で確かめるなどしたい。交通安全については、保護者が意識を持つことが大切である。
- ・ 交通安全教室の実施率は、小中学校や高齢者等に比べると、高校が最も低い。高校1年生には自転車、高校3年生には自動車運転に係る交通安全教育が必要である。
- ・ 自分が被害者にならないことだけでなく、加害者になることも考えた交通安全教育が必要である。

4 今後の予定

第2回以降の委員会では、①高校生の自転車運転に係る交通安全教育、②高校生の二輪車運転免許の取得、③卒業後に運転者となることを踏まえた交通安全教育について検討していきます。

- 第2回 検討委員会 11月上旬
- 第3回 検討委員会 12月中旬
- 第4回 検討委員会 2月上旬

人。故其子曰：「吾父之子，其名也；吾之子之子，其名也。」

故其子曰：「吾父之子，其名也；吾之子之子，其名也。」

報告 3

平成 31 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 2 次選考試験の結果について

平成 31 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 2 次選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 10 月 5 日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長

平成31年度三重県公立学校教員採用選考試験の結果について

1 第1次選考試験

(1) 試験日

平成30年7月21日 筆答試験（教養）、筆答試験（専門）、集団面接等

(2) 結果

申込者数 2,940名

受験者数 2,656名

合格者数 1,046名（採用見込数の約2.9倍）

2 第2次選考試験

(1) 試験日

平成30年8月18日 論述試験等

平成30年8月21日 技能・実技試験

平成30年8月24日から31日までの8日間 集団・個人面接

(2) 結果

受験者数 996名

合格者数 367名

(内訳) 小学校教諭 192名 中学校教諭 84名

高等学校教諭 52名 特別支援学校教諭 16名

養護教諭 20名 栄養教諭 3名

・ 合格者数は、前年度より 118名減少

・ 倍率は、全体で7.2倍（前年度 5.9倍）

小学校教諭 4.8倍（前年度 3.8倍）

中学校教諭 10.2倍（前年度 6.9倍）

高等学校教諭 10.6倍（前年度 11.7倍）

特別支援学校教諭 5.7倍（前年度 5.4倍）

養護教諭 9.7倍（前年度 7.5倍）

栄養教諭 15.0倍（前年度 10.4倍）

倍率=第1次選考試験受験者数／第2次選考試験合格者数

・ 全合格者数のうち、特別選考合格者数

障がい者を対象とした特別選考 0名

スポーツ競技者特別選考 2名

小学校英語教育推進者特別選考 7名

社会人特別選考 2名

教職経験者等を対象とした特別選考〔I〕 17名

教職経験者等を対象とした特別選考〔II〕 108名※

(※の内訳) 小学校教諭 52名 中学校教諭 28名

高等学校教諭 13名 特別支援学校教諭 6名

養護教諭 9名

平成31年度三重県公立学校教員採用選考試験

第2次選考試験合格状況

三重県教育委員会

校種等・教科・科目		採用見込数	申込者数	第1次選考試験受験者数	第1次選考試験合格者数	第2次選考試験受験者数	第2次選考試験合格者数
小学校教諭		約192名	999	919	521	498	192
中学校教諭	国語	約11名	136	127	33	32	11
	社会	約8名	179	163	24	22	8
	数学	約11名	114	108	33	31	11
	理科	約15名	81	70	45	41	15
	音楽	約3名	54	49	9	9	3
	美術	約4名	31	26	13	12	4
	保健体育	約12+1 ^{※1} 名	192	181	37	37	13
	技術	約2名	10	10	6	6	2
	家庭	約2名	15	12	6	5	2
	英語	約15名	121	111	48	42	15
小計		約83+1 ^{※1} 名	933	857	254	237	84
高等学校教諭	国語	約7名	77	66	22	22	7
	地理歴史	約3名	75	61	9	9	3
	数学	約11名	97	86	33	31	11
	理科	約5名	78	67	15	13	5
	保健体育	約6+1 ^{※2} 名	164	146	20	20	7
	家庭	約3名	19	14	9	9	3
	工業機械系	約2名	18	17	6	6	2
	工業電気電子系	約2名	8	7	5	4	2
	工業建築系	約2名	6	4	3	3	2
	英語	約7名	69	56	22	21	7
	情報	約3名	34	26	9	9	3
小計		約51+1 ^{※2} 名	645	550	153	147	52
特別支援学校教諭	小学校	約12名	66	61	37	36	12
	中学部・高等部音楽	約2名	10	10	6	6	2
	保健体育	約2名	21	20	6	6	2
	小計	約16名	97	91	49	48	16
養護教諭		約20名	211	194	60	57	20
栄養教諭		約3名	55	45	9	9	3
合計		約365+2 ^{※1,2} 名	2,940	2,656	1,046	996	367

※1 この1名は、スポーツ競技者特別選考(中学校保健体育)の採用見込数です。

※2 この1名は、スポーツ競技者特別選考(高等学校保健体育)の採用見込数です。